

令和6年度介護生産性向上推進総合事業委託業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年4月15日

障がい者支援課
介護支援課

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度介護生産性向上推進総合事業委託業務

(2) 業務の目的

今後、介護及び障害福祉サービスの需要が更に高まることが見込まれる一方で、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれている。すでに介護及び障害福祉現場の人手不足が指摘されている中で、本県においても人材確保は喫緊の課題である。そうした中で、総合的な人材確保策を進めるとともに、介護及び障害福祉現場の生産性向上に係る取組を推進する必要がある。

関係機関との協議会（長野県介護現場革新会議）の実施、生産性向上や人材確保に関するワンストップ相談窓口である介護・障害福祉生産性向上総合相談センター（以下「センター」という。）の設置等の取組を行うことにより、介護及び障害福祉現場における生産性向上や人材確保の取組を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

総合的な人材確保策を進めるとともに、介護及び障害福祉現場の生産性向上に係る取組を推進するため、関係機関との協議会の実施や生産性向上・人材確保に関するワンストップ相談窓口の設置等の取組を行う。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりとするが、詳細については提案を選定した後、県と委託契約候補者間で協議し業務仕様書を決定するものとする。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務の内容

イ 業務の実施体制

ウ 事業運営

エ 業務に要する経費及びその内訳

オ その他当該業務の目的を達するために有効な事項

(6) 業務の実施場所

長野県内一円

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和7年3月21日（金）までとする。

(8) 費用の上限額

9,671,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年間に地方公共団体等の高齢福祉分野又は障害福祉分野に係る人材確保に関する業務について実績を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表1及び2による。

(3) その他添付書類

「2 応募資格要件（7）」について、次の書面の写しを添付すること
同種又は類似の実績概要が分かる資料のほか、これを証する契約書

(4) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要）

長野県健康福祉部

障がい者支援課 施設支援係 担当 出浦

電話 026-235-7149（直通） ファックス 026-234-2369

Eメール fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年4月25日（水）午後5時必着
- ② 提出先 3（4）に同じ。
- ③ 提出方法 郵送又は持参とします。

郵送の場合は提出期限までに障がい者支援課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

また、持参の場合は午前9時から午後5時まで受け付けます。（土曜日、日曜日及び休日^{（注）}は除く。）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。】

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（3）①）の3日前までに、書面により障がい者支援課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により障がい者支援課に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3（4）に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期限 令和6年5月8日(水) 正午まで
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
なお、FAXにより提出した場合は、3(4)の担当課・問い合わせ先へ電話連絡し、質問の受理を確認してください。
- (4) 回答方法 令和6年5月10日(金)までに参加申込者全員に対し、原則としてメールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表又は任意様式でも可)
企画書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。
なお、業務に関する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。
- ② 会社概要又はパンフレット(写し可)

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付期限 5(2)に同じ。
- ③ 受付方法 5(3)に同じ。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては原則としてメールにより回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年5月15日(水)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 7部(正本1部、コピー6部)
- ④ 提出方法 3(5)③に同じ。

ただし、郵送の場合は提出期限までに障がい者支援課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案の選定に当たっては、「介護生産性向上推進総合事業に係る委託業務企画提案評価会議」(以下「企画提案評価会議」という。)が、仕様書の考え方を前提として、別添「選定基準」に基づいて評価を行います。

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価点が最も高い者が複数だった場合には、順位点による選考結果を企画提案評価会議で協議の上、委託候補者と次点者を選定します。ただし、最高点となった者の評価点の合計が6割未満の場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び方法

期 日 令和6年5月17日（金）午前10時から

時 間 参加者個別に連絡します。

場 所 長野県庁を予定

対象者に対して開催場所及び開催時間を個別に連絡します。この際、企画提案書の補足資料がある場合には、提出することができます。

所要時間 プレゼンテーション15分間、構成員による質疑約15分間（予定）

注意事項 プレゼンテーション中に新たな資料の使用はできません。提出書類に基づき、説明を行ってください。

（6）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により障がい者支援課から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により障がい者支援課から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、障がい者支援課において閲覧に供します。

（7）非選定理由に関する事項

- ① （6）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により障がい者支援課に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
- ア 受付場所 3（4）に同じ。
- イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により障がい者支援課に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、障がい者支援課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3（4）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は、企画提案評価会議の評価及び見積業者の選定を踏まえ、障がい者支援課及び介護支援課が検討を加えますが、契約候補者、障がい者支援課及び介護支援課との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

令和6年度介護生産性向上推進総合事業委託業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年4月15日

障がい者支援課
介護支援課

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度介護生産性向上推進総合事業委託業務

(2) 業務の目的

今後、介護及び障害福祉サービスの需要が更に高まることが見込まれる一方で、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれている。すでに介護及び障害福祉現場の人手不足が指摘されている中で、本県においても人材確保は喫緊の課題である。そうした中で、総合的な人材確保策を進めるとともに、介護及び障害福祉現場の生産性向上に係る取組を推進する必要がある。

関係機関との協議会（長野県介護現場革新会議）の実施、生産性向上や人材確保に関するワンストップ相談窓口である介護・障害福祉生産性向上総合相談センター（以下「センター」という。）の設置等の取組を行うことにより、介護及び障害福祉現場における生産性向上や人材確保の取組を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

総合的な人材確保策を進めるとともに、介護及び障害福祉現場の生産性向上に係る取組を推進するため、関係機関との協議会の実施や生産性向上・人材確保に関するワンストップ相談窓口の設置等の取組を行う。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりとするが、詳細については提案を選定した後、県と委託契約候補者間で協議し業務仕様書を決定するものとする。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務の内容

イ 業務の実施体制

ウ 事業運営

エ 業務に要する経費及びその内訳

オ その他当該業務の目的を達するために有効な事項

(6) 業務の実施場所

長野県内一円

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和7年3月21日（金）までとする。

(8) 費用の上限額

9,671,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者において、これらに加入していること。
- (7) 高齢福祉分野及び障害福祉分野に係る人材確保に関する業務に精通した知識及び経験があり、事業を的確に遂行できる者。
- (8) 過去5年間に地方公共団体等の高齢福祉分野又は障害福祉分野に係る人材確保に関する業務について実績を有していること。
- (9) 県内に本店又は営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表1及び2による。
- (3) その他添付書類